



# 建築物点検シリーズ6

## 建築設備編その1

今回は排気口、給気口について紹介します。

現在の建築物には空気調和設備、換気設備、ガス設備などの設備がありますが、排気口、給気口はそれらの設備の中に共通して設置され、目立たないながらも重要な役割を果たしています。




これらは単純な換気のほか、外部に面する物はボイラー等熱源機器の燃焼空気取り入れや排気に利用している場合があります。

その他、建物内部にあるドアガラリや空調の吹出口もこれらの一部といえます。

これらの部分が故障した場合には、空調の効きが悪い、臭気をするなどの室内環境の悪化、機器類の故障や事故等の原因にもなります。

空気の出口、入口  
だから目立たない  
けど重要だよ



 部位：排気口、給気口		劣化現象等
方法：【目視】	法定点検周期 1年	・割れやき裂等の損傷及び変形や腐食がないか。  ・通気不良の原因となる塵埃や障害がないか。
		対応策・応急措置等  ・ガス器具の場合は不完全燃焼の恐れがあるので使用禁止とする。  ・定期的にはこり等の除去を行う。
		

排気口・給気口は次の場所でよく見かけます。

目視で点検しましょう。

- ①外部では機械室付近や屋上塔屋などに多く設置されています。
- ②大規模建物では地下ドライエリアや建物とは別に設置された換気塔に設けられる場合もあります。
- ③内部の便所や湯沸し等の部分にも多く見られるほか、倉庫や書庫などあまり利用しない部屋にも設置されています。
- ④空気調和設備で中央方式を採用している場合は、廊下や機械室の周辺にリターンガラリとよばれる大きなガラリが設けられています。

排気口、給気口の  
清掃は省エネにも  
つながるよ！



これらの排気口、給気口に通気不良や損傷などの著しい劣化がある場合には騒音の増加や、機器効率・熱交換効率等の悪化などの症状が現れます。

宿舎に多く設置されるガス機器用給排気筒は、著しい損傷等により不完全燃焼をおこす恐れがあるため、修繕が済むまでガス機器等の使用禁止の措置が必要となります。